



長野県報

4月27日(月)
平成27年
(2015年)
第2669号

目 次

規則

| | |
|--|---|
| 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則(人事委員会事務局) | 2 |
|--|---|

告示

| | |
|--|---|
| 長野県議会臨時会の招集(財政課) | 2 |
| 信州ものづくり産業投資応援条例に基づく製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域(産業立地・経営支援課) | 2 |
| 保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課) | 2 |
| 森林法に基づく保安林の指定の解除(森林づくり推進課) | 3 |
| 公共測量の終了(建設政策課) | 3 |
| 道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) | 3 |
| 文化財保護事業補助金交付要綱の一部改正(文化財・生涯学習課) | 4 |

公 告

| | |
|---|----|
| 長野県環境影響評価条例に基づく評価書及び要約書の送付及び縦覧(2件)(環境政策課) | 6 |
| 土地改良区役員の就退任の届出(2件)(農地整備課) | 6 |
| 開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課) | 7 |
| 平成27年度長野県職員採用試験(大学卒業程度)の実施(人事委員会事務局) | 8 |
| 特定調達契約に係る一般競争入札(障がい者支援課) | 13 |

訓 令

| | |
|------------------------------|----|
| 兼務に関する規程の一部改正(人事課) | 15 |
| 長野県文書規程の一部改正(情報公開・法務課) | 15 |



期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年4月27日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第14号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中 「リニア推進担当部長
企画振興参事」 を

「企画振興参事」 に、

「建築技監」 を 「建築技監
リニア整備推進局長」

に改める。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年長野県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中「情報化推進担当部長 リニア推進担当部長」を「情報化推進担当部長」に、「会計管理者」を「リニア整備推進局長 会計管理者」に、「人事課の企画幹」を「リニア整備推進局の次長 人事課の企画幹」に改める。

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第3条 給料の特別調整額に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1のアの知事の事務部局の項中

「リニア推進担当部長
企画振興参事」 を 「企画振興参事」

に、

「建築技監」 を 「建築技監
リニア整備推進局長」

に、

「東京事務所次長」 を 「リニア整備推進局次長
東京事務所次長」

に、

「企画幹
リニア推進幹」 を 「企画幹」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第222号

次の事件のため、平成27年5月11日、長野県議会臨時会を長野市に招集します。

平成27年4月27日

長野県知事 阿部 守一

付議事件

- 1 議長及び副議長の選挙
- 2 常任委員、同委員長及び同副委員長の選任
- 3 議会運営委員、同委員長及び同副委員長の選任
- 4 長野県地方税滞納整理機構議會議員の選挙
- 5 長野県上伊那広域水道用水企業団議會議員の選挙
- 6 監査委員の選任

財政課

長野県告示第223号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成27年4月27日

長野県知事 阿部 守一
茅野市宮川字小早川7357番2

産業立地・経営支援課

長野県告示第224号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年4月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村大草2925、2927、2928
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢